

がん対策推進基本計画に基づく国の主な取組（案）

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 がん医療						
	(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成					
	① すべての拠点病院において、5年以内に、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備	<p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p>  <p>がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用 ※ 旧指定要件に基づくがん診療連携拠点病院については、平成22年4月1日から適用</p>		<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識及び技能を有する医師・コメディカルスタッフ^(※1)の配置 (※1) 医師、診療放射線技師、薬剤師、看護師、放射線治療の精度管理等に携わる技術者 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等^(※2)の設置 (※2) 放射線療法に関する機器(リニアックなど)、外来化学療法室 化学療法の治療内容(レジメン)を審査し、組織的に管理する委員会の設置 急変時等の緊急時に、外来化学療法を行う患者が入院できる体制の確保 <p>(都道府県拠点病院、特定機能病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「放射線療法部門」、「化学療法部門」の設置 		
	② 少なくとも都道府県がん診療連携病院及び特定機能病院において、5年以内に放射線療法部門及び化学療法部門を設置		<p>がん対策情報センターにおいて、放射線療法・化学療法に従事する医療従事者に対する研修会を実施</p> 		<p>大学院において、がん医療に専門的に携わる医療従事者を養成</p> 	
	③ 抗がん剤等の医薬品については、5年以内に、新薬の上市までの期間を2.5年短縮				<p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査人員を増員するなど、審査の迅速化、質の向上に関する各種施策を実施。</p>	